

令和8年度県産品情報発信事業委託業務仕様書（案）

第1 委託業務名

令和8年度県産品情報発信事業委託業務

第2 業務の目的

県産品ポータルサイト「高知まるごとネット」（以下「まるごとネット」という。）及び商品発掘コンクール「高知家のうまいもの大賞」Webサイト（以下「うまいもの大賞」という。）を連携させて運営し、県内外の消費者に広く県産品等の情報を発信するとともに、県内事業者のEC販売拡大を積極的に後押しし、県産品の認知度向上及び外商拡大につなげることを目的とする。

第3 委託期間

契約締結日から令和9年3月15日まで

第4 基本的事項

1 委託業務の対象

- (1) まるごとネット (<https://kochi-marugoto.com/>)
- (2) うまいもの大賞 (<https://kochi-umaimono.pref.kochi.lg.jp/>)

2 サイト公開方針

- (1) 県内事業者及び県産品等の情報を効果的に発信できること。
- (2) 利用者が求めている情報に容易にたどりつくことができること。
- (3) 県内事業者が容易に商品登録等の申請ができること。
- (4) PCやスマートフォン等、一般的な電子端末での表示を最適化すること。
- (5) 完全SSL化されていること。
- (6) 民間クラウドサービスを利用する場合は、高知県と協議のうえ「ISMAP」に登録されているクラウドサービスを利用すること。

3 サイト運営に係る連携

次の受託者と連携して円滑なサイト運営を行うこと。

- (1) 令和8年度県産品販売促進事業委託業務受託者
商品発掘コンクール「高知家のうまいもの大賞」開催業務（商品の募集、受賞商品の発表・PR等）の実施にあたり、次に示す掲載用コンテンツの作成を担当する。
 - ア ページ構成（ワイヤーフレーム）
 - イ 掲載用画像、バナーなどのデザイン素材
 - ウ 掲載用テキストデータ
 - エ その他、受賞商品のPR及びECでの販売促進に必要な素材
- (2) 令和8年度ポータルサイト運用保守委託業務受託者
まるごとネット及びうまいもの大賞に係る保守管理を担当する。

4 KPI

- (1) まるごとネット及びうまいもの大賞の合計PV数：500,000PV以上
- (2) 登録事業者のECサイトへの誘導（離脱クリック数）：15,000回以上

(3) 新規登録商品数：50 商品以上

第5 業務の内容

「第2 業務の目的」及び「第4 基本的事項」に沿って、次に示す業務を実施すること。

1 まるごとネットの運営

(1) 県内事業者への周知及び登録の促進

登録事業者数及び登録商品数の増加に向けた効果的な取組を提案し、実施すること。

(2) 県産品の EC 市場での販売拡大に向けた取組

登録事業者の EC サイトへの誘導（離脱クリック数の獲得）、登録商品の EC 販売拡大につながる効果的な取組を提案し、実施すること。

(3) アンテナショップ人気商品紹介記事の更新

まるごとネット内に掲載している「アンテナショップ人気商品ランキング」を委託期間中に1回以上更新すること。なお、更新内容については県と協議すること。

(4) うまいもの大賞との相互送客

「高知家のうまいもの大賞」受賞商品の EC 販売拡大に向けて、うまいもの大賞との相互送客につながる効果的な取組を提案し、実施すること。

2 うまいもの大賞の運営

次の業務について、「令和8年度県産品販売促進事業委託業務」受託者が作成する掲載用コンテンツを活用し、Web サイトへの掲載及び情報発信を行うこと。

(1) コンクールの商品応募受付用ページの作成

(2) 一次審査通過商品の掲載ページの作成

(3) 審査結果発表ページの作成（受賞商品の発表）

(4) 上記のほか、受賞商品の PR 及び EC での販売促進及びまるごとネットとの相互送客のために必要があると県が認める Web ページの作成

3 プロモーションの実施

Web サイトの PV 数増加に向けて、効果的な取組を実施すること。

なお、Web 広告等を行う場合は、必要なデザイン（動画広告含む）作成、配信管理を実施することとし、配信を行う際は、県と事前に協議することとする。

4 障害への対応

委託期間中に実施した Web サイトの更新等に起因する障害が発生した場合は、令和8年度県産品ポータルサイト運用保守委託業務の受託者と連携のうえ、本委託業務の受託者の責任において対応すること。

5 受託事業者変更に伴う対応

令和9年度の受託者が他事業者に交代した場合は、本委託業務の終了後においても、当該受託者に対し、必要なデータを供与する等の適切な業務の引き継ぎを行うこと。また、第三者がシステムの構成及び運用状況を理解し、管理・運用できるよう管理・運営マニュアルを作成すること。

第6 実施体制

業務の実施にあたっては、業務全体の統括責任者を置き、各業務の責任者・連絡窓口担当者を明確にし、業務が円滑に実施できる人員・体制を確保すること。

第7 打合せ等

業務を適正かつ円滑に進めるため、進捗確認を目的とした県との協議を毎月1回程度実施すること。協議においては、前月末時点のWebサイトのPV数、登録事業者のECサイトへの離脱クリック数、登録事業者数、登録商品数その他県が求める事項を報告すること。

協議内容は受託者が記録し、相互確認すること。

第8 業務計画書

本委託業務の受託後、2週間以内に業務ごとの詳細なスケジュールを整理した業務計画書を提出すること。

第9 業務報告書

本業務終了後、受託者は次の内容を含む業務完了報告書を作成し、県に提出すること。なお、データはCD又はDVDに記録し、各ファイルには内容の分かるファイル名を付けること（提出時にはウイルスチェックを実施）。

- (1) 実施内容
- (2) 当該Webサイトの構成、運用に必要なデータ（プログラム含む）
- (3) その他、必要に応じて、別途県から依頼するもの

第10 その他の留意事項

- 1 「第5 委託業務の内容」に定める本業務の成果物に関する著作権は、全て受託者から県に移転するものとする。また、制作物の作成にあたっては、他社の権利を侵害することのないよう十分に留意することとし、万一、トラブルが発生した場合には受託者の責任において対応することとする。
- 2 本業務の実施にあたっては、酒税法、個人情報保護法、食品表示法、不当景品類及び不当表示防止法、計量法、特許法、商標法、意匠法等関係法令に違反しないこと。
- 3 本業務の実施に際して、環境への配慮といったSDGsの取組等を意識して行うこと。
- 4 本業務の実施に際して、高知県情報セキュリティポリシーを遵守すること。
- 5 本業務を通じて知り得た個人情報及び機密情報については、厳重に取り扱い、漏えい及び盗用をしてはならない。クラウドサービスやチャットツールを利用して情報共有やコミュニケーションを行う際には、共有範囲（その情報が必要な関係者に限る等）や共有方法（アクセス認証を設定する等）に、特に留意すること。
- 6 県は、受託者に対し必要に応じて業務の状況について報告を求めることができる。
- 7 この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、または、この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて県と受託者が協議のうえ対応を決定する。